

大垣市デジタル地域通貨事業加盟店利用規約

大垣市デジタル地域通貨事業加盟店利用規約（以下「本規約」といいます。）は、本規約に定める事項について、大垣市（以下「発行者」といいます。）と加盟店(第1条に規定する「ガキペイ」を取り扱う店舗、事業所等として第6条第1項の認定を受けたものをいいます。)との間の契約関係を定めるものです。

発行者から加盟店として登録を受けることを希望する者（以下「加盟店希望者」といいます。）は、本規約に同意いただいた上で、発行者に対し、加盟店登録を申請する必要があります。加盟店希望者が加盟店の登録を申請した場合、本規約に同意したものとみなします。

なお、デジタル地域通貨の発行、換金その他地域通貨事業の管理、運営等の業務の一部又は全部を発行者が適当と認める者に委託することができるものとします。

(ガキペイ)

第1条 発行者が発行する電磁的方法により記録される地域通貨であって、利用者が、本規約および発行者が別途定める要綱等に従い、加盟店において第13条に規定するガキペイ使用取引に使用できるものをいいます。

(発行対象事業)

第2条 ガキペイを発行する事業は、次のとおりとします。

- (1) 発行者が実施する事業
- (2) 発行者以外の者が実施する事業のうち、発行者が特に必要と認めるもの

(発行額)

第3条 一会計年度におけるガキペイの発行額は、発行者の予算の範囲内とします。

(発行回数及び有効期限)

第4条 ガキペイの発行は、第2条各号に掲げる事業に合わせて随時行うものとします。

2 ガキペイの有効期限は発行の日から6月とし、電子商品券にあっては発行者が発行の都度定める期限までとします。

3 有効期限が終了したガキペイは失効し、払戻しは行わないものとします。

(ガキペイの使用)

第5条 ガキペイは、加盟店においてのみ使用することができます。

2 加盟店は、ガキペイを使用する者(以下「使用者」といいます。)がガキペイと引換えに、加盟店から商品若しくはサービス等の購入又は借受け等の取引を行うときは、当該ガキペイを現金と同等のものとして取り扱うものとします。ただし、使用者は、ガキペイを現金に交換することはできません。

3 ガキペイは、次に掲げる取引に対する支払をするために使用することはできません。

- (1) 土地及び家屋の購入並びに家賃、地代、駐車場代等の不動産の賃借
- (2) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ及び第38条第1項に規定する製造たばこ代用品の購入
- (3) 有価証券、金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- (4) インターネットアプリケーション、ICカード、電子マネー等への入金
- (5) 税金、手数料等の租税公課、公共料金等(電気、ガス、水道、電話料等)

- (6) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等取扱加盟店以外の事業者への支払が実質的に可能となるもの
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わる取引又は公序良俗に反する取引
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、発行者が不適当と認める取引

(加盟店)

第6条 加盟店希望者は、店舗、事業所等ごとに発行者の認定を受けるものとします。

2 加盟店として認定を受けることができる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者としてします。ただし、発行者が適当と認めるときはこの限りではありません。

- (1) 市内に店舗、事業所等を有する事業者であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。
- (3) 前条第3項各号に掲げる取引のみを行う事業者でないこと。
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる業務でないこと。
- (5) 大垣市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び同条第2号に規定する暴力団員を雇用していないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、発行者が必要と認める要件

(加盟店の登録申請)

第7条 前条第1項の認定を受けようとする者は、発行者に対し、大垣市デジタル地域通貨事業実施要綱(以下、「実施要綱」といいます。)に定める大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店登録申請書(第1号様式)の提出、又は、発行者がインターネット上に作成した所定のフォームへの必要事項の入力により申請するものとします。

(加盟店の認定・登録等)

第8条 発行者は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、加盟店として認定し、登録するものとします。

2 発行者は、前項の規定により加盟店として認定したときは、実施要綱に定める大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店認定通知書(第2号様式)により、前条の規定による申請をした者に通知するものとし、ガキペイを運用するシステム(以下「システム」といいます。)上に所定の情報を入力する方法により、加盟店に関する情報を登録するものとします。

3 加盟店の登録は、発行者が加盟店に対し前項の通知を行った時に成立するものとします。

(加盟店の登録事項の変更)

第9条 加盟店は、その登録事項に変更があったときは、速やかに実施要綱に定める大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店登録事項変更届(第3号様式)により、発行者に届け出るものとします。

(加盟店の認定辞退)

第10条 加盟店は、その認定を辞退するときは、辞退する日の1月前までに実施要綱に定める大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店辞退届(第4号様式)により、発行者に届け出るものとします。ただし、発行者が適当と認めるときは、この期間によらないものとします。

(加盟店の認定取消)

第11条 発行者は、次に掲げるときは、加盟店の認定を取り消すことができます。

- (1) 詐欺等の不正行為その他加盟店としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) その他加盟店として適当でないと認めるとき。

(加盟店の販促物掲示等)

第12条 加盟店は、所定の販促物等を発行者の指示に従い掲示又は表示するものとします。

(ガキペイ使用取引)

第13条 加盟店は、使用者との間でガキペイ使用取引を行うことができるものとします。

- 2 加盟店は、店頭において、自店を識別するQRコードを表示するものとします。
- 3 使用者は、加盟店が表示した自店を識別するQRコードを、使用者のスマートフォン上のガキペイアプリ（以下、「アプリ」といいます。）により読み取り、加盟店が提供する商品又はサービスの価格（含む消費税相当額）に相当する取引金額又はポイントを入力し決済を完了させるものとします。
- 4 未利用残高及びポイントが商品等の代金に満たない場合は、使用者は、原則として商品やサービスを受け取ることはできないものとします。ただし、一部の加盟店では、不足額を現金又は加盟店の指定する方法により支払うことができるものとします。
- 5 加盟店は、ガキペイ使用取引に関して、利用履歴や利用総額の確認、専用QRコードの発行、利用取消、詳細情報やクーポンの管理等の業務を行うことを目的として使用する専用ウェブサイト管理画面を通じて、各種手続きを行うことができます。なお、本手続きにて発生した通信料・接続料などは、加盟店が負担するものとします。
- 6 加盟店は、次項各号のいずれかに該当する場合を除き、使用者からのガキペイの使用取引の申込みを拒絶してはならないものとします。
- 7 加盟店は、利用者からガキペイ使用取引の申込みを受けた場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、ガキペイによる決済を行ってはならないものとします。
 - (1) 使用者から、第5条第3項各号に掲げる取引について、ガキペイによる決済を求められた場合
 - (2) 使用者から、アプリの複製物による決済の申込みを受けた場合
 - (3) 使用者から、偽造もしくは変造されたアプリを提示された場合
 - (4) 使用者から、アプリ決済完了画面の画像その他複製物による決済の申込みを受けた場合
 - (5) 第1号から第4号に該当すると疑われる場合
 - (6) 発行者が、ガキペイ使用取引の中止を求めた場合
- 8 加盟店は、法令に基づき売買契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、ガキペイの使用取引を取り消し、また解除しないものとします。使用者が加盟店から返金を受ける必要がある場合、加盟店は自らの責任において、現金にて払い戻すものとします。

(契約期間)

第14条 本契約は、第8条第3項に基づく登録が完了した時点で効力を生じ、発行者が実施する地域通貨事業の終了まで有効とします。

(クレーム対応等)

第15条 加盟店は、使用者又は第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、発行者（発行者の事業委託先を含む）にいかなる迷惑もかけないものとします。

2 加盟店は、前項のクレームを解決するにあたって、使用者又は第三者の意向を十分に尊重して、速やかに対応するものとします。

3 加盟店は、ガキペイ使用取引における加盟店の商品若しくはサービス等の取引が法令違反又は行政処分等の対象となると判断し、又は、その恐れがあると判断したときは、発行者に対して、その内容及び経過を報告するとともに、使用者又は第三者への通知、プレスリリース、自主回収等を行う場合には、事前に発行者にその内容を通知するものとします。

(遵守事項)

第16条 加盟店は、本規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。

2 加盟店は、発行者がガキペイの利用促進のため、発行者が発行する印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載することに協力するものとします。

3 加盟店は、提供を受けたQRコードを適切に維持・管理するものとし、本契約が終了した場合、責任をもって廃棄するものとします。

4 加盟店は、QRコードを第三者に譲渡、貸与その他の処分を実施してはならないものとします。

5 加盟店は、発行者が別途書面等により事前に承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託しないものとします。

(秘密保持義務)

第17条 加盟店は、本規約の内容及び本規約に関連して知り得た情報、その他の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に漏えい・開示・提供してはならないものとします。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- (3) 開示の時点で公知の情報
- (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

(個人情報の取扱)

第18条 加盟店は、本契約の履行及びガキペイ使用取引において、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定義される意義を有するものとします。）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項として保護するとともに、これを本契約の履行及びガキペイ使用取引以外の目的に利用してはならないものとします。

2 加盟店は、本規約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、発行者が本人若しくは第三者から請求を受け、又は発行者と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、加盟店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。

3 加盟店は、本規約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、発行者が損害を被ったときは、発行者に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

(ガキペイ取引金額)

第19条 ガキペイ取引金額は、第13条第3項に定める使用者による操作がシステムに反映された時点で確定するものとします。

- 2 発行者は、ガキペイ取引金額について、その実績を確認した上で毎月15日及び末日で締め（以下「締日」といいます。）、前回締日の翌日から当該締日までのガキペイの取引金額（ただし、第13条第7項及び第8項に基づき取消又は解除されたガキペイ使用取引に係るガキペイ取引金額、第20条第2項又は第4項に従い支払いを要しないガキペイ取引金額、第20条第3項に基づき差引を要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。）を、当該締日から14日以内に加盟店の指定する振込先口座に支払うものとします。
- なお、振込手数料は発行者の負担とします。

(不正なガキペイ使用取引の処理)

第20条 加盟店が第13条第7項第2号から第6号のいずれかに該当するガキペイ使用取引の申込みを受けたとき、又は同項第1号から第6号のいずれかに該当する場合において、ガキペイ使用取引を行ったことが判明したときは、加盟店は、発行者に対しその旨を直ちに通知するとともに発行者が行う調査に協力するものとします。

- 2 加盟店が第13条第7項第1号から第4号及び第6号のいずれかに該当するにも関わらずガキペイ使用取引を行った場合、発行者は加盟店に対し当該ガキペイ使用取引金額を支払う義務を負わないものとします。
- 3 前項に規定する場合で、発行者が加盟店に対し当該ガキペイ使用取引にかかる金額を支払い済みである時は、加盟店は発行者に対し、当該金額を返還しなければならないものとします。かかる返還の方法は、当該ガキペイ使用取引の適当な商品取引金額から当該ガキペイ使用取引にかかる金額を差し引く方法によるものとします。ただし、金額の差引による支払いができない場合は、加盟店は発行者による請求に従い、支払うものとします。なお、振込手数料は加盟店の負担とします。
- 4 加盟店が第13条第7項第5号に該当するにもかかわらず、ガキペイ使用取引を行ったと発行者が判断した場合、又は加盟店が第1項に定める通知もしくは調査への協力を怠った場合は、発行者は加盟店に対し、当該ガキペイ使用取引に係る金額の支払いを一時的に停止することができるものとします。なお、当該ガキペイ使用取引が、第13条第7項第1号から第4号に該当しないことが判明した場合は、発行者は加盟店に対し、当該ガキペイ使用取引にかかる金額を、直近のガキペイ取引金額に上乗せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとします。対応するガキペイ使用取引がない場合、発行者は判明の月の翌月末日までにガキペイ取引金額を支払うものとします。

(免責)

第21条 発行者が実施する地域通貨事業に関し、災害、盗難、紛失、発行者の責に帰さないシステム障害や通信障害その他事故により使用者又は加盟店に生じた不利益又は損害について、発行者は、その責めを負わないものとします。

(地域通貨事業の終了)

第22条 発行者は、地域通貨事業を終了するときは、事前に相当の期間を定めて周知しなければならないものとします。

- 2 ガキペイは、第4条第2項の有効期限内であっても、地域通貨事業の終了時に失効するものとし、地域通貨事業の終了により使用者又は加盟店に生じた不利益又は損害について、発行者は、その責めを負わないものとします。

(損害賠償・費用負担)

第23条 加盟店は、加盟店と使用者との間で、ガキペイ使用取引等に関して紛争が生じた場合には、全て加盟店の責任と負担において解決するものとします。

2 発行者は、加盟店と使用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負わないものとします。

また、これらの紛争について、加盟店の同意を得ることなく、当該使用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行なうことができるものとします。

(通知の方法)

第24条 本契約に関する発行者から加盟店への通知は、書面、加盟店が本契約に関する通知先として登録した電話番号への架電もしくはメールアドレスへの電子メールの送信、ガキペイにかかるウェブサイトへの掲載又はその他発行者が適当と認める方法により行われるものとします。

2 前項の通知がメールアドレスへの電子メールの送信により行われる場合には、発行者が前項に定める電子メールアドレスに通知を発した時点で通知が完了したものとみなします。

3 第1項の通知がガキペイにかかるウェブサイトへの掲載の方法により行われる場合には、その掲載をもって通知が完了したものとみなします。

(本規約等の変更)

第25条 発行者は、その裁量により、民法第548条の4にしたがって本規約等を変更することができるものとします。発行者は、本規約等を変更した場合には、所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法により、加盟店に対して、本規約等を変更する旨及び変更後の内容ならびにその効力発生時期を通知連絡するものとし、その効力は効力発生時期から生じることとします。

(権利の譲渡等)

第26条 加盟店は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入、その他形態を問わず処分することはできないものとします。

(協議)

第27条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、発行者及び加盟店は、誠実に協議し解決を図るものとします。

(準拠法、管轄裁判所)

第28条 本契約に関する訴訟については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 本契約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法に準拠するものとします。

(令和6年11月1日制定)

(令和7年4月1日改定)

(令和7年9月1日改定)